

様式第十一号（第十条の十関係）

廃止——
産業廃棄物処理業 届出書
変更

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）宇都宮市長 佐藤 栄一

届出者

〒 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 栃木県宇都宮市旭〇—〇—〇

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 028（632）〇〇〇〇

FAX 028（632）〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止（変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

提出手続
代理人

職印

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	取り扱う産業廃棄物の種類を明示するため、含む表示とするもの ・燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む） ・汚泥（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む） ・廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	これまでに取扱いのある水銀を含む産業廃棄物に係る品目 ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず、 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
変更した事項の内容 （ふりがな） 氏 名	取り扱う水銀廃棄物にかかる品目に対し、「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」の別を記載	既に許可を有する品目のうち、水銀廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）の追加を希望する品目を記載
廃止又は変更の理由	省令に水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が定義されたため	
備考 1—この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		